

定 款

株式会社タカキタ

昭和20年	3月31日	制定
昭和22年	8月25日	変更
昭和24年	8月25日	変更
昭和24年10月	25日	変更
昭和26年	8月25日	変更
昭和28年	8月25日	変更
昭和29年	8月28日	変更
昭和30年	8月28日	変更
昭和32年	5月16日	変更
昭和33年	8月28日	変更
昭和34年	4月5日	変更
昭和34年	8月26日	変更
昭和35年	8月25日	変更
昭和36年	8月25日	変更
昭和37年	8月10日	変更
昭和38年	8月10日	変更
昭和39年	8月25日	変更
昭和42年	8月28日	変更
昭和44年	8月28日	変更
昭和45年	8月28日	変更
昭和50年	8月28日	変更
昭和57年	9月29日	変更
昭和62年	9月28日	変更
平成3年	6月27日	変更
平成6年	6月29日	変更
平成14年	6月27日	変更
平成15年	6月27日	変更
平成16年	6月29日	変更
平成18年	6月29日	変更
平成20年	6月27日	変更
平成21年	6月26日	変更
平成25年10月	1日	変更
平成26年	6月27日	変更
平成27年	6月26日	変更
令和4(2022)年	6月28日	変更

株式会社タカキタ 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社タカキタと称し、英文では TAKAKITA CO., LTD. と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を三重県名張市におく。

(目 的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 農業用機械器具、農業用施設およびその部品の製造ならびに販売
2. 産業用運搬車輛、建設機械器具、工作機械器具、その他各種産業機械器具およびその部品の製造ならびに販売
3. 電器音響機器、家庭用電気機器器具、電気通信機械器具およびその部品の製造ならびに販売
4. 各種軸受およびその部品の製造ならびに販売
5. 屋内、屋外の暖房機器および装置の製造ならびに販売
6. 医療、保健、衛生用機械器具およびその部品の製造ならびに販売
7. 農産物、水産物、林産物および畜産物の栽培、養殖、飼育、加工ならびに販売
8. 倉庫業および貨物運送業
9. 園芸緑化造園事業
10. 宿泊施設、観光施設、スポーツ施設の経営
11. 喫茶および飲食店の経営ならびに旅行業
12. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険媒介業
13. 不動産の売買、賃貸、仲介、運用ならびに管理
14. 総合リース業
15. 前各号に付帯関連する一切の義務

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集および招集権者)

第 1 2 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

②株主総会は、取締役社長がこれを招集する。

③取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(議 長)

第 1 4 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第 1 5 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 1 7 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は 15 名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第 22 条 取締役会は、その決議によって相談役または顧問を置くことができる。

(報 酬 等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から 受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催する

ことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 3 1 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 3 2 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

②当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 3 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払いの配当金には、利息をつけない。